

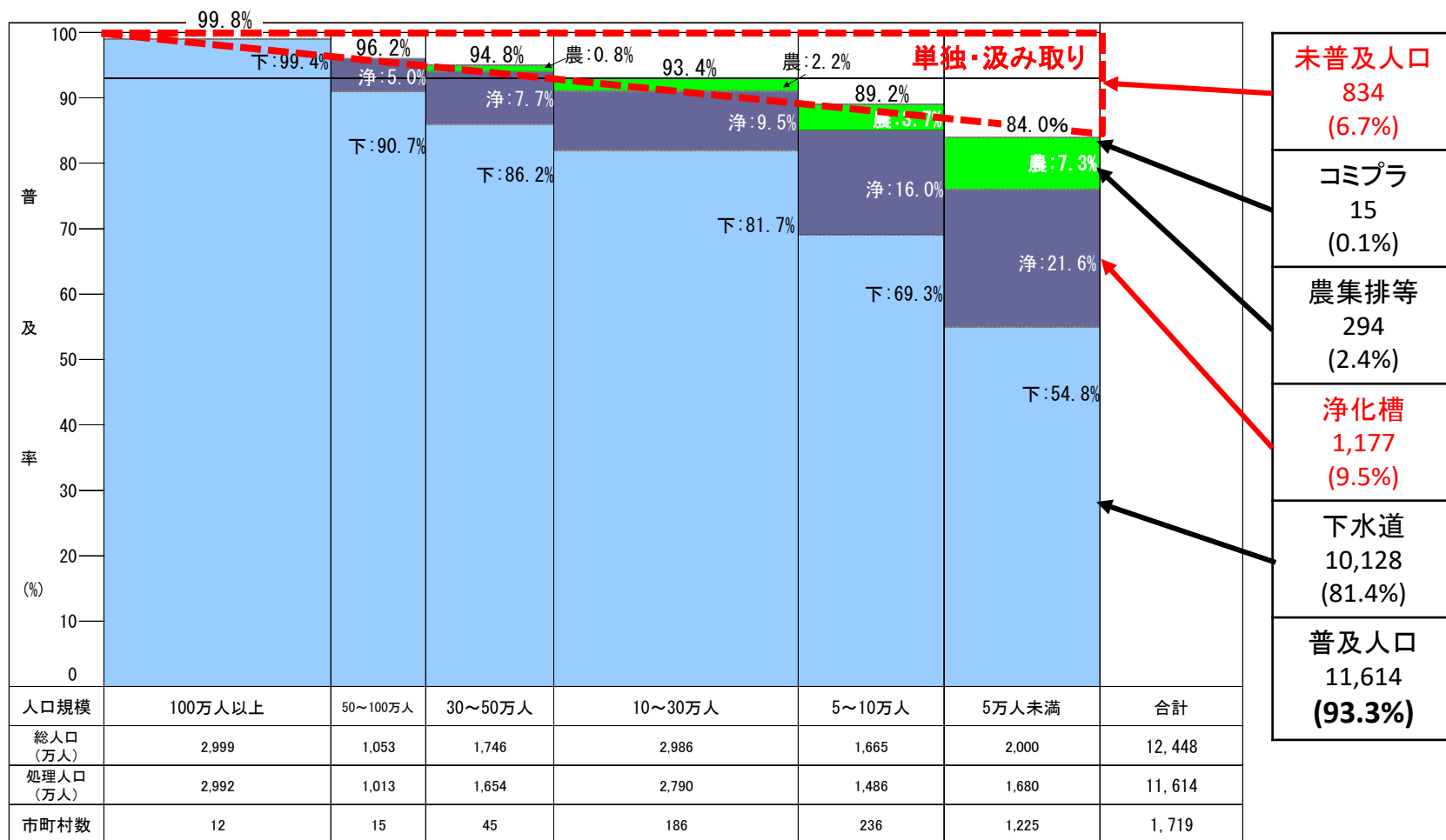
浄化槽推進室

1-1 浄化槽の現状①（汚水処理人口普及率）

背景

- 令和5年度末の汚水処理人口普及率は**93.3%**（全国平均）、うち浄化槽人口普及率は**9.5%**
- 人口5万人未満の都市では浄化槽人口普及率が**21.6%**となるなど、**人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い**⇒未普及解消に向け、浄化槽が求められる役割は大きい

都市規模別の汚水処理施設の普及状況（令和5年度末時点）

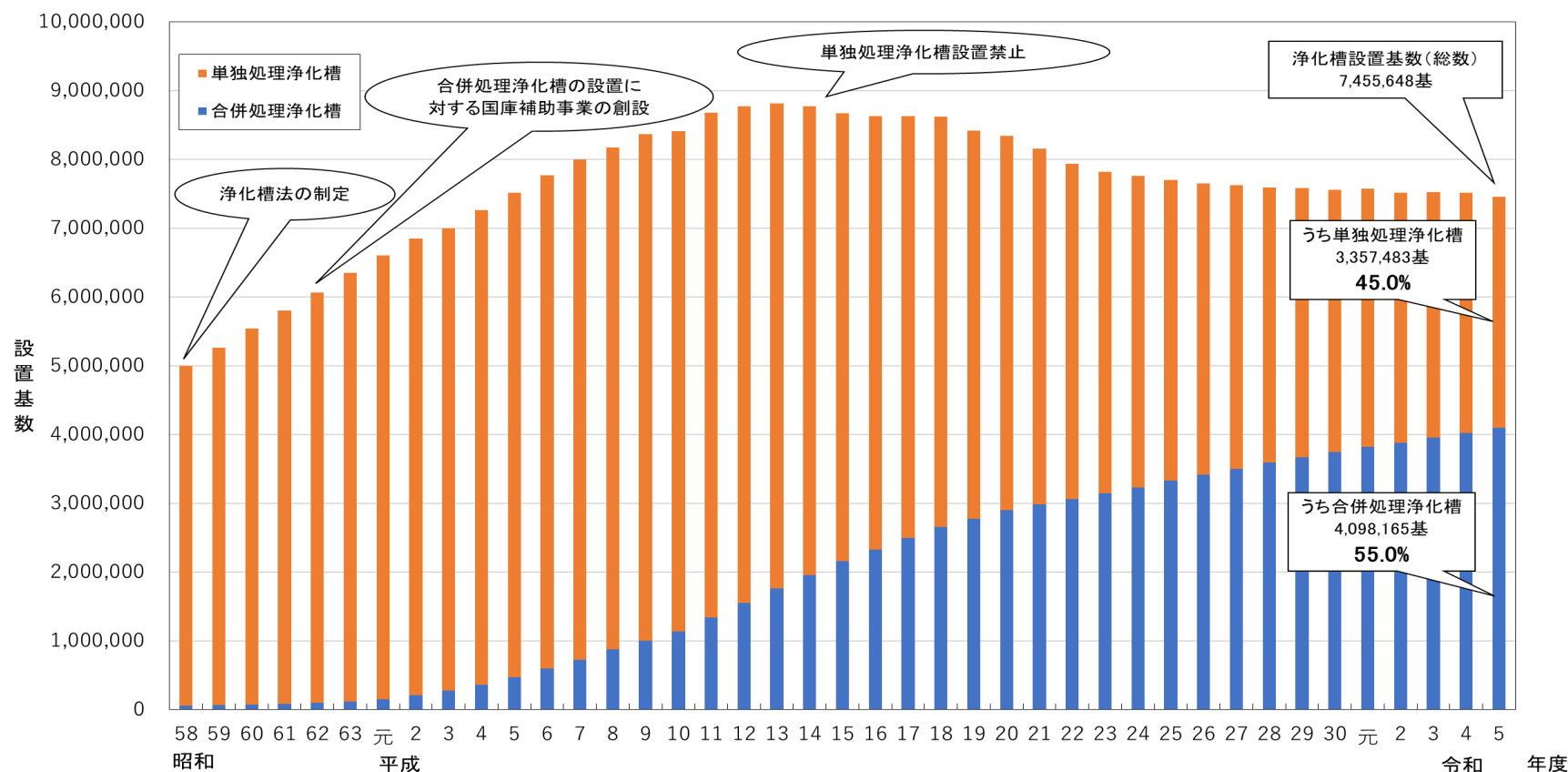


1-2 浄化槽の現状②（浄化槽設置基数）

背景

- 平成12年の浄化槽法改正により新設浄化槽は合併処理浄化槽とすることを義務付け。これにより、平成13年度以降は、生活雑排水を処理せず、し尿のみ処理する単独処理浄化槽は年々減少。
- 未だに残存する約336万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

浄化槽の設置基数の推移



2 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

背景

- 既存の単独処理浄化槽は減少傾向だが、約336万基存在。
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独浄化槽の合併浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。
- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽展開以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。(約8,000件)
- 生活排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去



合併浄化槽設置



配管工事

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい



- ◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）
- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「特定既存単独処理浄化槽」、「公共浄化槽」等の活用

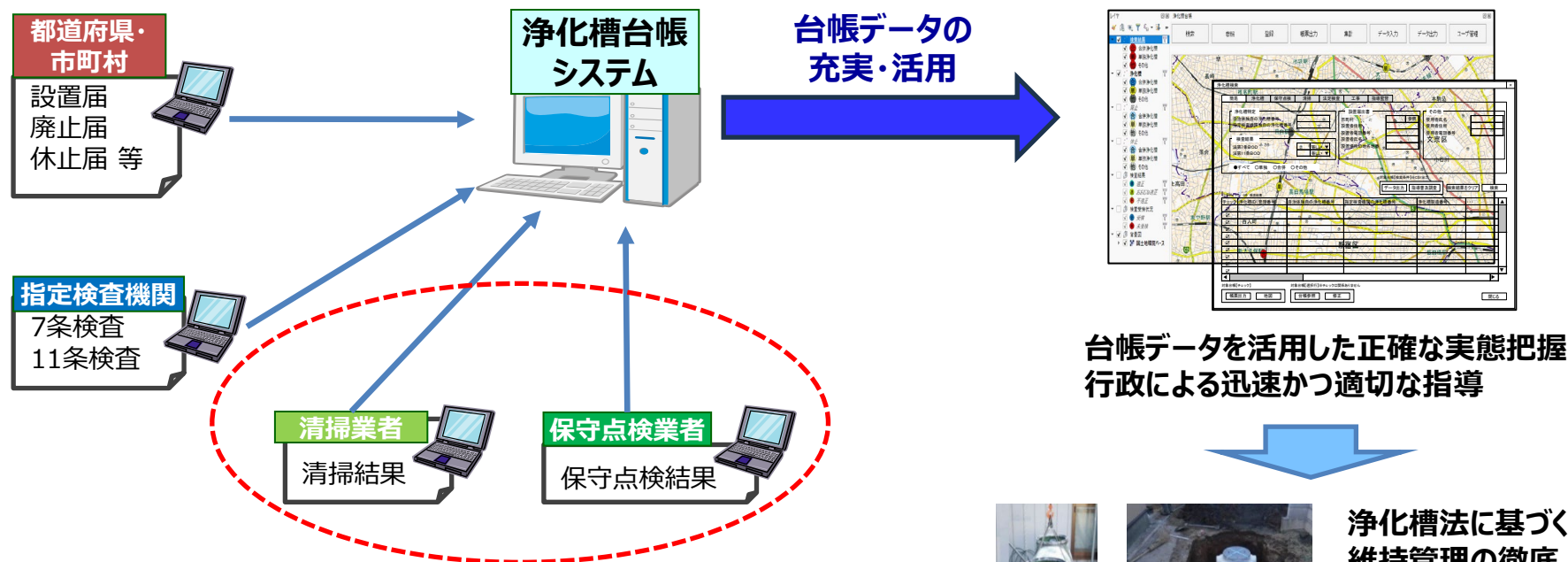
3. 浄化槽の維持管理の適切な実施について

令和5年度における都道府県別清掃・保守点検実施率

都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率	都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率	都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率
北海道	71.2%	81.4%	石川県	50.5%	58.4%	岡山県	82.3%	92.2%
青森県	65.0%	79.3%	福井県	57.5%	57.5%	広島県	71.0%	76.6%
岩手県	56.7%	88.6%	山梨県	34.4%	49.5%	山口県	77.2%	78.1%
宮城県	80.5%	92.1%	長野県	28.2%	81.1%	徳島県	62.0%	88.1%
秋田県	70.4%	82.2%	岐阜県	95.5%	94.4%	香川県	28.5%	92.4%
山形県	80.5%	86.2%	静岡県	74.4%	88.8%	愛媛県	50.3%	79.4%
福島県	67.6%	72.8%	愛知県	65.4%	62.7%	高知県	67.8%	73.1%
茨城県	57.6%	57.7%	三重県	63.5%	64.7%	福岡県	76.2%	75.1%
栃木県	38.7%	65.2%	滋賀県	70.7%	75.3%	佐賀県	78.5%	90.1%
群馬県	41.2%	91.8%	京都府	47.6%	52.7%	長崎県	79.0%	87.6%
埼玉県	56.7%	58.8%	大阪府	74.1%	61.9%	熊本県	83.4%	91.2%
千葉県	53.2%	77.3%	兵庫県	57.5%	59.7%	大分県	79.3%	75.8%
東京都	65.4%	50.0%	奈良県	60.5%	43.7%	宮崎県	85.2%	94.1%
神奈川県	57.7%	35.8%	和歌山県	67.0%	42.5%	鹿児島県	91.1%	99.0%
新潟県	61.0%	70.8%	鳥取県	50.3%	85.3%	沖縄県	38.5%	18.2%
富山県	55.9%	85.1%	島根県	82.6%	95.8%	全国合計	64.1%	73.9%

- 全国平均は、清掃実施率が64.1%（前年度比+0.5%）、保守点検実施率が73.9%（前年度比+3.7%）。
- 実施率不明として回答した都道府県はなく、実態把握が進捗。

3. 浄化槽の維持管理の適切な実施について



浄化槽台帳の目指すところと現状のギャップ

- ✓ 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分な自治体が多く存在
 - ・ 協議会の不在（情報収集の目的が不明確）
 - ・ 情報収集の根拠が不明瞭（顧客情報を提供することへの懸念）
 - ・ デジタル化の遅れ

→台帳データの充実・それに基づく行政の指導というサイクルが機能しない



4-1 浄化槽法の課題を踏まえた対応①

背景

- 単独処理浄化槽の転換や維持管理の徹底に向けて、令和元年に浄化槽法を改正し、特定既存単独処理浄化槽に関する制度や浄化槽台帳の作成義務化などを導入。
- しかし特定既存単独処理浄化槽の判定基数は令和4年度末までで約400基と、法制度の活用が十分に進んでいない。
- そうした状況を踏まえ、令和6年2月、総務省行政評価局により行われた浄化槽行政に関する調査結果が公表され、特定既存単独処理浄化槽の判定の考え方の見直し・定量的基準の設定、維持管理の情報収集の仕組みを有効機能させるための措置、台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討などが求められた。

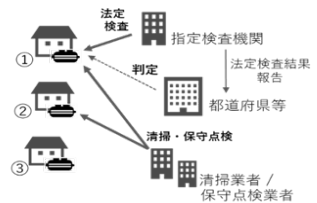
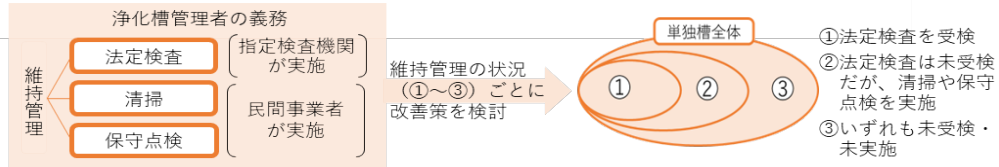
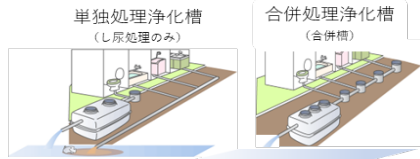
浄化槽行政に関する調査結果（概要）



〔 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 〕

① 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
＜全体753万基のうち357万基、令和3年度末＞
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況
＜判定実績 3県・1市のみ 計270件、令和3年度＞



調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

勧告

- 判定の考え方の見直し・定量的基準の設定
- 判定に、法定検査結果を活用するための措置
- 清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置
- 浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

期待される効果

- 特定既存単独槽の除却等の促進（合併層への転換）
- 法定検査、清掃、保守点検の実施率向上
- 生活環境の保全 公衆衛生の確保

4-2 浄化槽法の課題を踏まえた対応②

○総務省勧告を受け、環境省では有識者検討会を設置。昨年11月の検討会報告書を踏まえ、特定既存単独浄化槽の判定基準の改正や、維持管理に関する指導・助言マニュアルの策定等を含む以下の改善措置を実施。

項目	改善措置の内容
特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改正	令和7年3月に以下を反映した指針改正等を実施。 ・法定検査項目と特定既存単独処理浄化槽(特定既存)の判定項目との対応関係を表形式およびフロー図で整理し、漏水や著しい破損等が認められる場合には特定既存として判定を行う等、客観的・明確な判定基準を設定。 ・特定既存に対する措置として、合併処理浄化槽への転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化する。 ・併せて、法定検査結果報告書に特定既存に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化する(施行規則の改正)。
特定既存単独処理浄化槽の転換に対する財政支援強化	令和7年度予算案において、特定既存から合併処理浄化槽への転換を行う少人数高齢世帯に対する補助額を引き上げ。
維持管理に関する指導・助言マニュアルの作成	自治体が浄化槽管理者に対して適切に維持管理に係る指導・助言を行うための手順や、保守点検・清掃情報の報告様式の標準化等の内容を含む「浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル」を作成し、令和7年3月に公表・周知。
デジタル化事例集の作成・展開	浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化やDX化(例:災害発生時の活用等)の促進に向け、「浄化槽の維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」を作成し、令和7年3月に公表・周知。
個人情報の保護に関する通知の発出検討	個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、令和7年6月に自治体等に通知を発出・周知。

（参考）浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（概要）

令和5年5月25日付け環境省環境再生・資源循環局長通知

○通知の趣旨

- ・現状、各都道府県において、保守点検・清掃の実施状況が十分把握されておらず、実施率が低い状況が見られる。このため、都道府県知事において、浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して、浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施に向けた指導を強化することが急務であり、その旨周知徹底するもの。
- ・指導の強化に当たっては、都道府県・市町村・指定検査機関・関係事業者等による協議会等を組織することにより、関係者が一体となって取り組む体制の構築に努めること。
- ・また、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、より精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげること。

○法に基づく維持管理が行われていない浄化槽の把握

- ・都道府県知事は、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、法に基づく維持管理が行われていない浄化槽を的確に把握すること。
- ・都道府県知事は、維持管理に関する情報の収集に当たり、法第49条第2項の規定を活用して市町村に対して清掃の実施状況に関する情報の提供を求めるなど、実効性のある情報収集を積極的に実施すること。

○法に基づく維持管理の徹底に向けた指導等の実施

- ・都道府県知事は、法に基づく維持管理が行われていないと認めるときは、法の規定に基づき浄化槽管理者に対して必要な改善措置等を命じることができ、当該命令に違反した者は罰則の対象となるものである。
- ・こうした法の趣旨を改めて認識し、適正な維持管理の実施に向けた指導等を徹底すること。

<背景・目的>

- 維持管理が未実施である状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては都道府県等に浄化槽台帳の作成が義務づけられたところだが、維持管理に係る情報の収集・整備が進んでおらず、浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の把握・特定や浄化槽管理者への指導が十分行われていない。
- こうした状況を踏まえ、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、浄化槽台帳の整備・精査や活用の方法、保守点検・清掃情報収集の標準的な報告様式等の内容を整理して示すとともに、適切に指導・助言を行う際の考え方及び個別ケースごとの指導・助言の手順や手法等を具体的に提示。

<浄化槽台帳の整備・精査及び活用>

- 維持管理指導に当たる収集必要項目を明記し、台帳に追記する旨を記載
- 収集情報と既存の台帳情報と突合し、内容を精査（突合方法や精査方法を記載）
- 精査の結果、不整合であった内容についての対応方法を明記
- 整合対応済の台帳システムの活用方法を明示（未管理浄化槽に対する指導への活用、苦情や知合わせに関する対応への活用等）

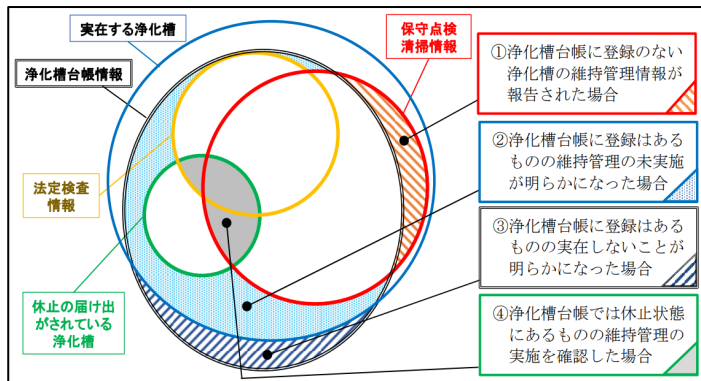


図 浄化槽台帳及び収集した維持管理情報の不整合

<報告様式>

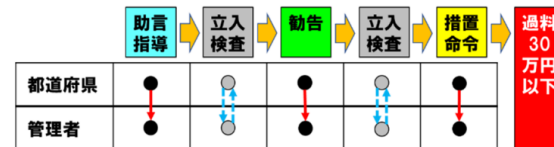
- 維持管理業者が都道府県に対して提出するための標準様式（保守点検・清掃）を例示
- 浄化槽管理者に対して通知する行政指導文書について、段階分けして例示（浄化槽の維持管理に関する義務の周知、法定検査未受検にかかる勧告、特定既存単独処理浄化槽にかかる命令など）

図 マニュアルにおける報告様式

<指導・助言の手順・手法>

- 法令に基づき行われる浄化槽の維持管理に関する義務について、以下の4つに分類して、それぞれに対する指導手順を記載。

- ① 法定検査が未受検
- ② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要がある
- ③ 保守点検・清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていない
- ④ 特定既存単独処理浄化槽



受検の事実の確認は月毎の検査報告（：法第7条第2項 or 第11条第2項）により実施

図 浄化槽法における維持管理に関する指導事務の流れ（法定検査未受検の例）

<背景・目的>

- 令和元年の法改正では浄化槽台帳の作成が義務づけられるなどして、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、適正な維持管理を実施するための体制作りがこれまで進められてきた。一方で、**自治体が事業者から収集した情報が紙媒体**である等により、収集した情報を適切に浄化槽台帳に反映することに苦慮している事が、環境省の調査や総務省による「浄化槽行政に関する調査」により指摘された。
- こうした状況を踏まえ、自治体や関係機関・事業者による連携・協力体制のもと、**電子化された浄化槽台帳システムが整備され、維持管理情報の管理・活用がなされている自治体**の事例を整理して、横展開を図ることを目的として、デジタル化事例集を作成。
- 収集した事例の紹介と合わせて浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等を示したほか、電子化に当たって自治体や事業者が活用することを念頭に、電子化に向けた補助金制度の概要についても取りまとめた。

<浄化槽台帳及び維持管理の電子化に向けた作業フロー>

- 徳島県、鹿児島県、鳥取県、岐阜県、埼玉県の5県へのヒアリング・収集事例を元に、以下の作業フロー例を記載。

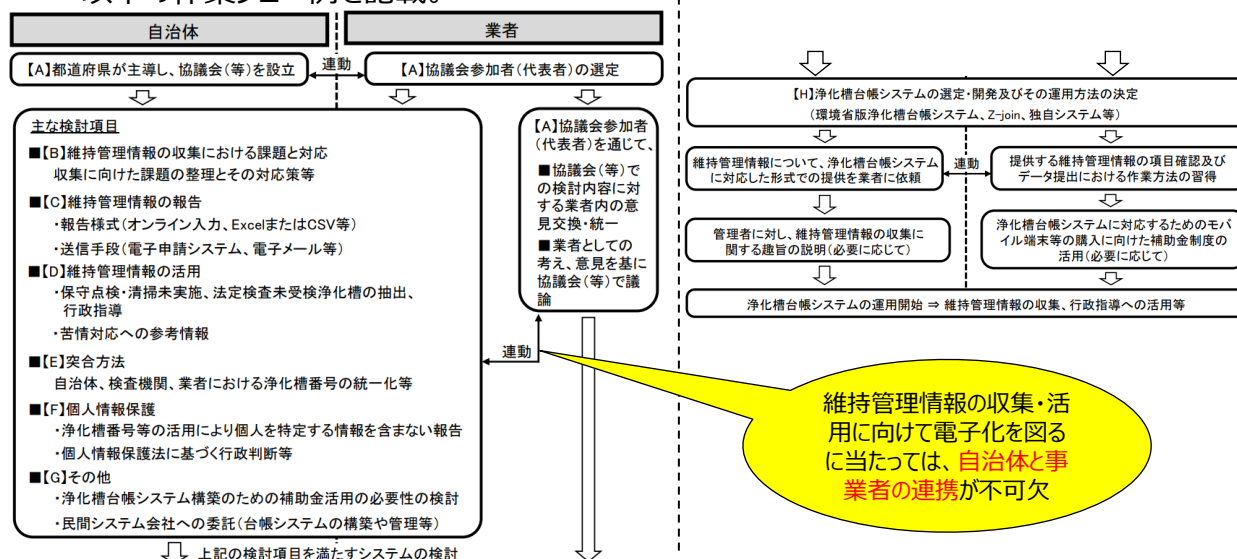


図 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フロー例

<電子化に向けた補助金制度>

①市町村向けの交付金制度

➤循環型社会形成推進交付金

浄化槽整備効率化事業費のうち**浄化槽台帳作成費**として、「維持管理情報等のデータの**電子化**」「既存の台帳システムを、法に定める事項を記載した上で**令和2年度に環境省が整備した台帳システムと平仄を図る改修**に要する費用」等を交付対象(交付率1/3)。

②事業者向けの補助金制度

➤IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が今後直面する制度変更(賃上げやインボイスの導入等)などに対応するため、**生産性向上に資するITツール**(ソフトウェア・サービス等)を導入するための事業に要する経費の一部を補助。**ソフトウェア購入費、クラウド利用費等が補助対象(補助率1/2以内)**。

5-1 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧①

令和6年能登半島地震に伴う浄化槽被害への対応状況

※令和7年7月1日時点

- 能登半島地震の発生以降、環境省では
 - ・ 市町設置浄化槽に関する復旧工事の発注・施工の支援
 - ・ 個人設置浄化槽の被害状況把握のためのコールセンター設置、石川県・関係団体等との連携・協力のもとでの復旧工事や補助申請等のサポートに取り組んできたところ。
- 公共浄化槽・個人設置浄化槽ともに、住民のニーズを踏まえた復旧事業が進んでおり、引き続き必要な支援に取り組む。

市町	公共浄化槽		個人設置浄化槽	
	工事発注済み	うち復旧完了	補助申請済み	うち復旧完了
珠州市	253基	234基	168基	116基
能登町	144基	144基	213基	131基
輪島市	272基	220基	191基	94基
穴水町	—	—	227基	143基
七尾市	144基	141基	217基	194基
志賀町	181基	149基	113基	39基
合計	994基	888基	1,129基	717基

※ 穴水町は公共浄化槽未実施。

※ 個人設置浄化槽の復旧完了件数は実績報告件数等を集計したものであり、復旧が完了してから件数として計上されるまでには時間差が生じる。

5-2 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧②

災害時の対応に向けた体制の整備

- 直下型地震等の大規模地震が発生し浄化槽が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合等に備えて、**都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制を整える**必要がある。
- 支援体制においては、被災浄化槽の調査から災害査定までの円滑・迅速な遂行が可能となるよう、**平時からの意思の疎通**を図ることを想定して対策を立案する必要がある。
- 環境省としても、浄化槽に関する対策本部の設置や、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うことを想定した枠組みを構築。
- 浄化槽の正確な実態把握の有無は、復旧活動の初動に大きく影響し得る。災害時への備えの観点からも、浄化槽台帳の整備・充実が必要。

想定される今後の取組

<技術開発>

- ・被災した浄化槽の位置情報把握のための台帳システムにおけるGISの導入
- ・災害対応浄化槽の提供

<応援体制>

- ・都道府県単位等の広域での災害協定確立
- ・被災浄化槽の個人管理者のサポート体制
- ・災害時の各事業者の応援体制の確立

<制度・計画>

- ・有事を想定した防災計画策定・運用
- ・耐震性向上のための施工技術基準の検討
- ・平時の維持管理基準の検討

下水道から浄化槽への転換等、汚水処理手法のベストミックスを含めた復興後の地域社会像を見据えた方針の議論が必要。

6-1 令和7年度予算の概要①

- 汚水処理人口普及率は令和5年度末で93.3%となったところであるが、依然として地方を中心に約830万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は84.0%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽への転換整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- 令和7年度予算(案)においては、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「**特定既存単独処理浄化槽**」の転換に向けて、**対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた財政支援を強化**。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点から、**老朽化した合併処理浄化槽の更新を助成対象に追加**するとともに、**浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備等に対する支援を拡充**。あわせて、引き続き令和6年能登半島地震で被災した個人設置型浄化槽の災害復旧に対する支援を行う。

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分） R7 予算額 86億円

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和6年度 予算額	令和6年度 補正予算額	令和7年度 予算額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金	(92億円) 86億円	5億円	(92億円) 86億円	(100.0%) 100.0%

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

6-2 令和7年度予算の概要②

- 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率ブロワ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- 令和7年度予算(案)においても、引き続き下記の事業を予算計上し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（エネルギー対策特別会計）

○浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R7 予算額 18 億円

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R7 予算額 20 億円の内数

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

6-3 令和7年度予算の概要③

○新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣府計上）

R7予算額 2,000億円の内数

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。
- 本交付金は、ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業に分かれており、これらを組み合わせることで、ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化。
- インフラ整備事業のうち、廃棄物処理施設整備事業において、浄化槽整備を対象としている。

※デジタル田園都市国家構想交付金うち地方創生整備推進交付金について

本交付金のうち、「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は、污水处理施設（下水道、集落排水施設、浄化槽）の分野において省庁の所管を超える2種類以上の施設を一体的に整備する事業に対して交付されるものであり、旧地域再生基盤強化交付金（環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設等を総合的に整備する污水处理施設整備交付金）から再編され、平成28年度に創設されたもの。

令和7年度より上記交付金に変わっているが、附則事業として一部継続している。

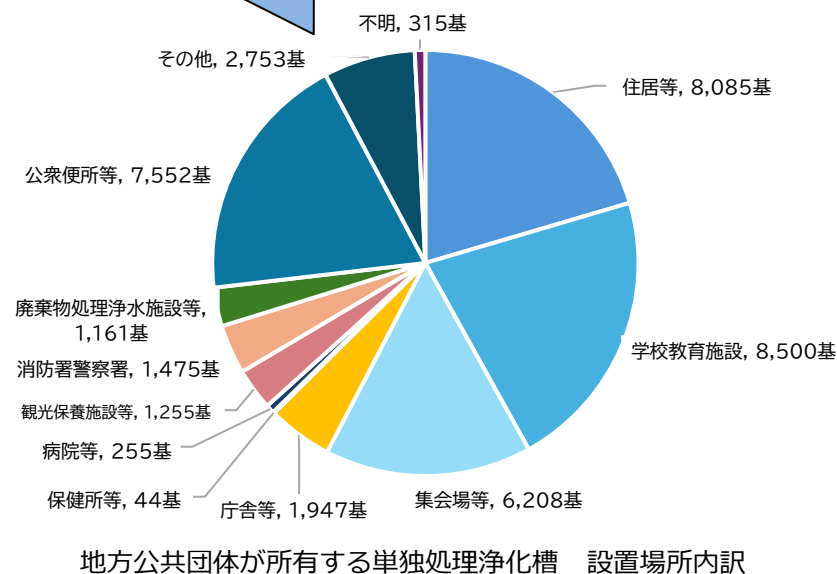
6-4 浄化槽事業に係る予算制度

公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 全国には依然として約336万基もの単独処理浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設(学校、集会場、庁舎等)の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。
- 耐震改修など、施設の更新機会を捉えた対応が必要。学校設備であれば教育委員会、公共施設については設備更新計画への反映等、部門間の連携が重要。

地方公共団体が所有する
単独処理浄化槽
約4万基 (令和5年度末)



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率1/3(又は1/2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合)により助成を行う。
- 事業対象: 地方公共団体
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度予算 8,613百万円 (8,613百万円)】
【令和6年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の污水处理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和7年度予算では下線の助成メニューを拡充。また、令和7年度予算より、交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に維持管理の指導等が行われるものであることを交付要件に追加。

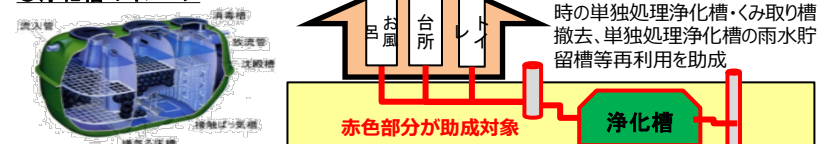
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
 - 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞
- 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
 - 特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞
- 浄化槽災害復旧事業
- 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業
- 浄化槽整備効率化事業
 - 浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|-----------------|
| ■事業形態 | 交付金（交付率1/3、1/2） |
| ■請負先/交付対象 | 地方公共団体 |
| ■実施期間 | 平成17年度～ |

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）
単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置

個人	市町村(2/3or1/2負担)	国(1/3or1/2交付)

負担割合6/10 負担割合4/10

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

令和7年度新規＜令和11年度までの時限措置＞

特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限り）

負担割合1/3 負担割合2/3

公共浄化槽等整備推進事業
単独処理浄化槽・み取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置
市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
個人 市町村(2/3or1/2負担) 国(1/3or1/2交付)

負担割合1/2 負担割合1/2



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再生エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再生エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再生エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

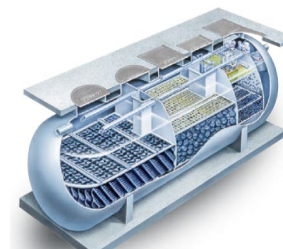
③中大型合併処理浄化槽への再生エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再生エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業（補助率：1／2）
■補助対象	民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間	令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備



【令和7年度予算博 2,000百万円 (2,000百万円)】
【令和6年度補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

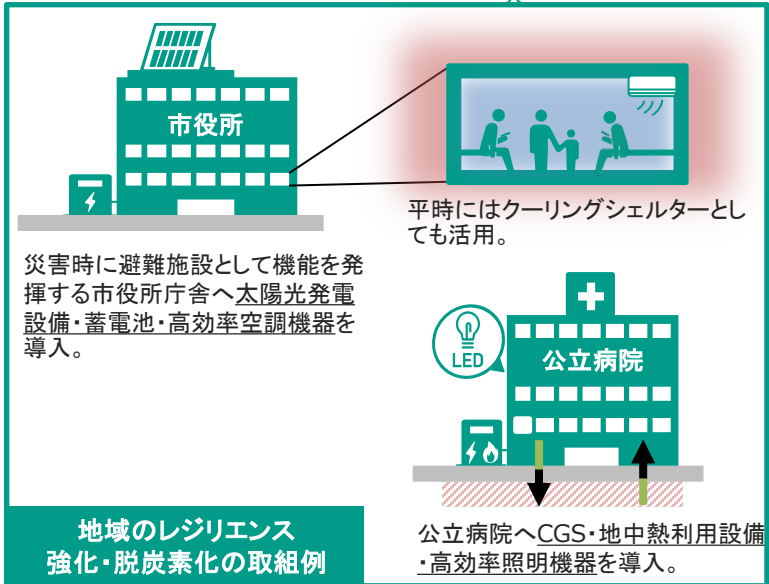
※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助	都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
■補助対象	地方公共団体	
■実施期間	令和3年度～令和7年度	PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



令和7年度の循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)の助成メニュー追加等①

- 令和7年度当初予算において、浄化槽の更新事業の追加、及び特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額等を措置。

■ 特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額＜R11までの時限措置＞

- 令和元年の浄化槽法改正において、単独転換の促進のため、既存の単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、当該特定既存単独処理浄化槽の設置者に対して、合併処理浄化槽への転換等の措置をとるよう指導・命令等が可能となったが、多くの都道府県等では知見や体制等が十分ではなく、また、特定既存単独処理浄化槽の措置に係る判定基準（環境大臣指針）が抽象的である等の理由から、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が進んでいない状況。
- このため、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る判定基準について、有識者検討会での議論を踏まえ、令和6年度中に技術的見地から定量化・明確化された基準に見直し、当該基準に基づく行政の判定及び転換に向けた指導を促進。これにより、指導の対象となる特定既存単独処理浄化槽の増加が見込まれるところ、該当の世帯が少人数高齢世帯である場合は費用負担が大きくなり、合併処理浄化槽への転換に支障を来すケースが生じるため、一定の要件を設けた上で、合併処理浄化槽への転換費用に対する交付金基準額の増額を行うもの。
- 助成の要件は、経済的支援の必要性及び法令遵守の観点から、下記のとおり定める。
 - ①対象者：特定既存単独処理浄化槽が設置されている少人数高齢世帯（65歳以上2名以下の世帯）
 - ②所得要件：対象者の所得が月収15.8万円以下
 - ③助成要件：対象者が浄化槽法に定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を前年度より実施しており、かつ浄化槽法に基づく都道府県等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること
 - ④実施期間：令和7年度～令和11年度（時限措置）

■ 老朽化した合併処理浄化槽の更新

- 平成12年の浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設が禁止され、現在、令和8年度の汚水処理施設の概成目標達成に向け、合併処理浄化槽の設置が推進されているところであるが、合併処理浄化槽についても徐々に老朽化が進行している状況。（令和4年度末時点で、合併処理浄化槽全体約400万基のうち、昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽は約2万基、昭和60年から平成12年頃に普及が進んだ構造例示型の合併処理浄化槽は約100万基が残存。）。
- 老朽化が進行した合併処理浄化槽については、計画的な補修・改築により長寿命化を図っていくことが求められ、令和3年度予算より交付金メニューを拡充して、浄化槽長寿命化計画に基づく計画的な補修・改築に対して助成を行っているところ。一方、老朽化に伴う劣化や破損の状況や程度によっては補修等が困難なケースも見られ、そうしたケースにおいては、老朽化した合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に更新（入れ替え）する必要がある、交付金メニューを拡充して助成を行うもの。
- 助成の対象とする合併処理浄化槽は下記のとおり
 - ①浄化槽の長寿命化の計画等に基づき、浄化槽の長寿命化のための措置が適切に行われているものであること。
 - ②浄化槽法に定められた維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を過去3年以上継続実施しており、かつ、浄化槽法に基づく都道府県等からの指導等を遵守していること
 - ③老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等より更新を行うことが合理的であること

■ 浄化槽整備効率化事業のメニュー拡充（浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備の追加）

- 災害発生時において、被災した浄化槽の早期復旧を図るためには、初動の段階で、迅速に浄化槽の被災状況や位置情報等を把握することが極めて重要となる。
- 今般の能登半島地震の被災自治体においては、浄化槽台帳のシステム化による正確な情報整備や浄化槽の位置情報把握のためのGIS導入等がなされておらず、迅速な浄化槽の被災状況及び位置情報の把握が困難であったため、早期復旧に支障を生じたもの。
- このため、行政と事業者が連携・協力して、災害発生時に現場で被災浄化槽の被害調査・点検を行う事業者から行政に対して浄化槽の被災状況や位置情報等をオンライン等により情報提供・集約するための浄化槽台帳システム整備が必要であり、交付金メニューを拡充して助成を行うもの。